

要介護度について

要支援

要支援1・2と認定された方

日常生活に一部介助が必要ですが、介護予防サービスを適切に利用すれば、心身の機能の維持・改善が見込める人で、介護保険の介護予防サービスが利用できます。

心身の状態の例

要支援1

- ・社会的支援を部分的に要する状態
- ・基本的な日常生活は、ほぼ自分で行うことができるが、要介護状態にならないように何らかの支援が必要。

要支援2

- ・重い認知症等がなく心身の状態も安定しており、社会的支援を要する状態
- ・要支援1の状態より基本的な日常生活を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要。

要介護

要介護1から5と認定された方

自立した生活を送るために介助を必要とする度合いの高い人で、介護保険のサービスが利用できます。

要介護度

心身の状態の例

要介護1

- ・心身の状態が安定していないか、認知症等により部分的な手伝いを要する状態
- ・基本的な日常生活や身の回りの世話などに一部介助が必要。
- ・立ち上がりなどに支えが必要。

要介護2

- ・食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに一部または多くの手伝いが必要。
- ・立ち上がりや歩行に支えが必要。
- ・一人で歩くと転倒することもある。

要介護3

- ・食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに多くの手伝いが必要。
- ・立ち上がりなどが自分でできない。
- ・歩行が自分でできないことがある。

要介護4

- ・食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに全面的な手伝いが必要。
- ・立ち上がりなどがほとんどできない。
- ・歩行が自分でできない。
- ・認識力、理解力などに衰えが見えてくる。

要介護5

- ・日常生活や身の回りの世話全般にわたって全面的な手伝いが必要。
- ・立ち上がりや歩行などがほとんどできない。
- ・寝たきりに近い状態、認識力、理解力など衰え、意思疎通が難しい。

・上記が要支援・介護度の目安になります。(あくまでも目安です)

・その方の生活環境(日々の生活においての、身の回りを取り巻くものや状況のこと)や、生活歴など様々なことが加味されます。

次回は、介護保険で受けられるサービスについてです。